

〔研究ノート〕

B 級 戦 犯 死 刑 執 行 関 係 書 類

永 田 憲 史

目 次

- 1 はじめに
- 2 発見された文書の所在
- 3 文書の内容

1 はじめに

本稿は、フィリピンにおいて、アメリカ軍により執行されたいわゆる B 級戦争犯罪人（以下、「B 級戦犯」とする）¹⁾ の死刑執行に関する書類を紹介し、一般刑事犯に対する死刑、とりわけ絞首刑の執行と比較する観点から、若干の分析を行なうものである。

筆者は、連合国最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers; GHQ/SCAP）が提出させ、保管していた書類を渉猟した結果、これまで法務省が情報公開請求の際にその主要部分を非開示としてきた一般刑事犯に対する死刑執行始末書をはじめとする文書を発見し、公表してきた²⁾。また、いわゆる A

-
- 1) B 級戦犯とされたのは、「通例ノ戦争犯罪 即チ、戦争ノ法規又ハ慣例ノ違反」を犯した者である（極東国際軍事裁判所条例 5 条(ロ)）。
 - 2) 拙著『GHQ 文書が語る日本の死刑執行——公文書から迫る絞首刑の実態——』（現代人文社、2013）、拙稿「死刑執行始末書56件の紹介——1947年7月～1949年12月——」関西大学法学論集63巻6号（2014）480頁以下。これらを分析したものとして、デイビッド T. ジョンソン・永田憲史「日本の絞首刑——2つの新証拠は秘密主義の壁を打破できるか——（上）」世界853号（2014）233頁以下、同「同・（下）」世界854号（2014）213頁以下、Johnson, D. and Nagata, K., “Hanging in Japan: What Occupation-Era Documents and a Lay Judge Trial Reveal about Executions in the State That Still Kills in Secret” 16 (3) *Punishment & Society* (2014), 227-257. この発見の一部については、日本語では「絞首執行、平均14分 終戦直後の死刑囚、最大10分ばらつきも、英文公文書で判明」として、英語では “Japanese executions took average of 14 minutes in 1940s, 1950s” として平成24年（2012年）10月8日に共同通信社より配信された。また、「死刑の実態 公文書に 執行時ノ

級戦犯³⁾の死刑執行手順書等についても発見し、公表してきた⁴⁾。

これらの文書の原本のほとんどは、アメリカ合衆国の国立公文書記録管理局 (The U. S. National Archives and Records Administration) において収蔵されているものであって、その原本を複製したマイクロフィッシュが我が国の国立国会図書館憲政資料室に日本占領関係資料の一部として収蔵されている。

今回発見したB級戦犯の死刑執行に関する文書は、筆者が絞首刑の実態を明らかにするために渉猟していた日本占領関係資料に含まれていたものである。これらの文書も、一般刑事犯に対する死刑執行始末書やA級戦犯の死刑執行手順書等と同様に複製が可とされている。従って、当然のことながら、その入手は適法かつ適正に行っている。

今回発見した文書は、死刑執行の状況を記録している点で絞首刑の実態を明らかにすることに資するだけでなく、B級戦犯に関するものである点で歴史的な意義もあるように思われる。そのため、発見された文書を紹介し、若干の分析を行なうこととしたい。

2 発見された文書の所在

今回発見された文書群は、2つである。

1つ目は、連合国最高司令官総司令部法務局 (Legal Section; LS) が保管していたものである。連合国最高司令官総司令部記録のボックス番号2006、フォルダ番号12であり、日本の国立国会図書館が付したフォルダの表題は、「執行記録 (Execution Reports)」である⁵⁾。原本が作成又は保管された時期は、1947年9月より1948年9月までである。

「間14分／9割罪悔いる」として、平成25年(2013年)4月7日付毎日新聞朝刊に掲載された。さらに、「死刑執行時間、施設間で差 最大5分超、GHQ文書」として、平成26年(2014年)10月15日に共同通信社より配信された。

3) A級戦犯とされたのは、「平和ニ対スル罪 即チ、宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争、若ハ国際法、条約、協定又ハ誓約ニ違反セル戦争ノ計画、準備、開始、又ハ遂行、若ハ右諸行為ノ何レカヲ達成スル為メノ共通ノ計画又ハ共同謀議ヘノ参加」を行なった者である(極東国際軍事裁判所条例5条(イ))。

4) 拙稿「A級戦犯の死刑執行手順書」関西大学法学論集63巻5号(2014)163頁以下。この発見の一部については、日本語では「A級戦犯死刑、指紋で確認 米公文書に『執行手順』東条元首相ら7人 関係者証言と符合」として、英語では“Document detailing war criminal execution procedures found”として平成25年(2013年)6月7日に共同通信社より配信された。

5) 分類番号は軍事法廷の記録(Records of Military Tribunals)にあたる222、記録類型はe, iとされている。請求記号は、LS 41080-41081である。

B級戦犯死刑執行関係書類

総数は、整理分類用のページも含めて159枚である。

2つ目も、連合国最高司令官総司令部法務局（LS）が保管していたものである。連合国最高司令官総司令部記録のボックス番号1978、フォルダ番号7であり、日本の国立国会図書館が付したフォルダの表題は、「執行命令（原本）(Orders for Execution (Master File))」である⁶⁾。原本が作成又は保管された時期は、1946年2月より1947年6月までである。総数は、整理分類用のページも含めて360枚である。

国立国会図書館が収蔵するGHQ/SCAP記録のタイトル等は、原則としてインターネットで検索可能とされている。しかし、今回発見した文書群は、いずれも戦犯の氏名等が記載されていることから、個人情報保護のために⁷⁾、国立国会図書館東京本館、関西館、国際子ども図書館においてのみ検索可能とされている。被執行者の氏名について公表している先行研究があるものの⁸⁾、個人情報保護が意識されていた時期のものではない。そこで、本稿では、個人情報保護の趣旨に鑑み、文末資料のうち、被執行者の氏名については混同を防止するためイニシャルのみを記載することとして、その余の部分はマスキングすることとし、その他の個人情報についてはその全てをマスキングすることとした。

3 文書の内容

(1) アメリカ陸軍による戦争裁判及び執行

フィリピンにおいては、2つの主体によって戦争裁判が行なわれ、執行された。まず、昭和20年（1945年）10月から昭和22年（1947年）4月まで、アメリカ陸軍によって行なわれた（いわゆる米軍マニラ裁判⁹⁾）。続いて、昭和21年（1946年）7月のフィリピン共和国の独立を受け、昭和22年8月から昭和24年（1949年）12月までフィリピン共和国政府によって行なわれた¹⁰⁾。本稿が対象とするのは、前者のアメリカ陸軍による戦争

6) 分類番号は戦争犯罪人（War Criminals）にあたる220、軍事法廷の記録にあたる222、記録類型はe, mとされている。請求記号は、LS 40238-40242である。

7) <http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/senryoguide.php>（2015年4月30日閲覧）。

8) 例えば、茶園義男『BC級戦犯米軍マニラ裁判資料』（不二出版、1986）8頁。

9) 概要については、例えば、林博史『BC級戦犯裁判』（岩波書店、2005）85、98-99頁。

10) 概要については、例えば、林・前掲注（9）99-100頁。資料として、茶園義男『BC級戦犯フィリピン裁判資料』（不二出版、1987）。詳細に分析したものとして、永井均『フィリピンBC級戦犯裁判』（講談社、2013）。

裁判に基づくB級戦犯に対する死刑執行である。

(2) 文書の概要

2つの文書群には、① 執行準備に関する覚書、② 標準的作業手続書、③ 執行指示変更書類、④ 執行指揮書、⑤ 死刑執行起案書、⑥ 死刑執行始末書及び添書、⑦ 最期の言葉の証明書類、⑧ 死亡宣告時刻の証明書類、⑨ 執行立会い報告書、⑩ 執行報告書、⑪ 死亡証明書、⑫ 死亡通知が含まれていた。

これらの文書は、フォルダ内に必ずしも上記の順序で保管されていたわけではない。説明の便宜のため、おおむね手続の順に並び替えて紹介する。

(3) 執行準備に関する覚書

1つ目の文書群の冒頭には、執行準備に関する覚書と思しきものがある（資料 1）¹¹⁾。

この文書には、執行前に行なうべき事項として、① マニラ共同墓地に連絡して埋葬する区画番号を得るとともに、埋葬の詳細について調整すること、② 執行の詳細に関する命令を発することが記載されている。また、執行現場において行なうべき事項として、(1) 執行の詳細に関する命令を読み上げること、(2) 最期の言葉を聴取すること、(3) 落下開始時間と死亡宣告時間を記録すること、(4) 最終の書類を用意すること、(5) 書類の一部を司令長官（Commanding General；CG）へ、一部を東京の憲兵隊長へ送付することが記載されている。

(4) 標準的作業手続書

執行のための標準的作業手続を定めた書類が作成されている（資料 2）。

この書類は、マニラ憲兵隊長司令部によって、1947年9月11日に作成されたものである。

この文書には、① 標準的作業手続は、あらゆる関係者に対する指示のために制定されること、② 作業のあらゆる場面は、「秘」とされ、執行の24時間後に部外秘となること、③ 作業に当たる者の職務が記載されている。

③作業に当たる者の職務として、司令長官は、より上位の総司令部による指示に従って必要な命令を出すこととされている。

副指令官の職務は、(1) 作業に当たる職員を割り当てること、(2) 関係するあらゆる職員に対する指示及び行動を調整すること、(3) 執行の際に記録者として行動するか、その任務のために助手を指名すること、(4) より上位の総司令部の規則によって要求され

11) この文書には、タイトルや作成日付が付されていない。

B級戦犯死刑執行関係書類

るあらゆる記録を用意すること、(5) 執行を指示する軍事委員会の命令を拘禁舎房において読み上げること、(6) 最期の言葉を聴取すること、(7) 埋葬の区画番号を得るために、マニラの墓地記録司令官に連絡をとることとされている。このうち、(7)については、手書きで追記されている。

刑務所職員の職務は、(1) 必要な輸送手段を手配すること、(2) 関係する被執行者を同定すること、(3) 適切な権限によって示された時刻に被執行者特別警護隊へ被執行者を引き渡すこと、(4) 現在の規則によって作成が要求されている被執行者の201のファイルを最終的に処分すること、(5) 他の国籍を有する者の場合には通訳を用意しておくこととされている。

技官の職務は、(1) 執行に関するあらゆる技術的な細部と技官を手助けするために割り当てられたあらゆる職員について責任を負うこと、(2) 総司令官によって指示されたように、上述の目的を達成するために哨兵に指図し、哨兵を配置することとされている。

(5) 執行指示変更書類

執行のための指示を変更する書類が作成されている（資料 3）。

この文書の作成年が1946年であることは読み取れるが、月日については読み取れない。もっとも、1946年3月15日の指示を改める旨の記述があるため（本文書 1）、それ以降に発出されたものと考えられる。

「禁止する、繰り返して述べるが絶対に禁止する」（not, repeat not）という強い表現が随所に見受けられる。しかも、強調するために下線まで引かれている。具体的には、① 公衆及び報道機関への執行の公開、② 執行前に公衆及び報道機関が執行場所に立ち入ること、③ 証人が報道機関から質問されること及び回答すること（本文書 4）、④ 執行予定時間の24時間より前に被執行者に執行を告知すること（本文書 6）が厳しく禁じられている¹²⁾。

(6) 執行指揮書

判決要旨を記載し、判決の審査及び承認を行なって、執行を命令する書類が作成されている（資料 4）。

この文書には、公訴事実、公訴事実の詳細、有罪又は無罪の答弁、事実認定、量刑が記載されている。その上で、判決の審査及び承認が行なわれ、刑の執行が命じられている。

12) 許された者以外の者が執行場所周辺に立ち入ることも、no という単語に下線が引かれて禁止が強調されている（本文書 5）。

(7) 死刑執行起案書

フィリピン・琉球軍 (Philippines-Ryukyus Command ; PHILRYCOM) 司令長官によって数日前に署名された秘密文書 (資料 5) を受けて (本文書 1), 死刑執行のための関与者の氏名及び段取りを定める書類が作成されている (例として, 資料 6)。この書類は, 「秘」とされている。

絞首刑又は銃殺刑の別¹³⁾, 執行年月日及び日時, 執行場所, 被執行者, 執行順が決定される (本文書 1)。この書類は, 執行が同じ日であれば, 複数人分を1枚にまとめて作成される。被執行者の欄は5人分用意されており (本文書 1), 最大5名を同一の日に執行することが想定されている。

当日の責任士官が指名される。責任士官は, 権限を与えられていない者が執行場所に立ち入ることのないよう責任を負う (本文書 4)。

特別の許可証を所持する者以外が執行の証人となることは認められていない (本文書 4 及び 11)。また, 執行に関する全ての事項は秘密とされ, 許可されていない者が執行に関する事項に触れることは許されず, 執行時の写真撮影, 映像記録も許されない (本文書 11)。

執行の全ての技術的細部に至る責任を負う技官及びその助手が指名される (本文書 2)。また, 特別警護隊の指揮官及び副指揮官が指名される (本文書 3)。また, 特別警護隊の隊員は, 特別警護隊指揮官により選ばれるとされ, その人数が記載されている (本文書 3)。さらに, 公式の証人が指名されている (本文書 13)。

被執行者は, 戦犯舎房の区画から執行区域の拘禁舎房に移され, 執行のときまで拘禁舎房に収容される (本文書 5)。

執行時刻になると, 副司令官は, 拘禁舎房へ向かい, 到着後すぐに執行の指示命令を読み上げ, 執行時刻を被執行者に通知する (本文書 6)。特別警護隊の指揮官及び副指揮官は, 被執行者を拘禁舎房から執行場所まで押送する (本文書 7)。

13) 連合国軍最高司令官総司令部1945年9月24日付の戦争犯罪人裁判規程 (Regulations Governing the Trial of War Criminals) §20並びに1945年12月5日付の戦争犯罪人裁判規程 (Regulations Governing the Trial of War Criminals) §20及び戦争犯罪被告人裁判規程 (Regulations Governing the Trial of Accused War Criminals) §5(g) によれば, 死刑の執行方法として銃殺刑と絞首刑が規定されていた。両規程の全文は, 法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集第Ⅲ巻』(法務省, 1967) 26頁以下及び42頁以下に記載されている。刑法理論上, 事後法 (遡及処罰) の禁止に違反すると考えられる。

B級戦犯死刑執行関係書類

被執行者は、執行時に軍隊における構成員たるを示す軍服、勲章及びその付属品を外して執行される（本文書 1）。

副指令官は、執行の様子を記録する（本文書 9）。医務官は、死亡宣告のために執行に立会う（本文書 8）。死亡確認後、遺体は墓地記録司令官に引き渡される（本文書 10）。医務官は、副指令官に対して、4通の死亡証明書並びに死亡通知及び報告書を指定された期限までに手渡す（本文書 8）。責任士官は、死刑執行起案書の謄本を指定された期限までに副指令官に返戻する（本文書 12）。

(8) 死刑執行始末書及び添書

死刑執行後にその状況等を記録する書類（死刑執行始末書）が作成されている（資料 7-1～7-19）。この書類は、部外秘とされている。

確認できた死刑執行始末書は、1946年4月9日より1947年12月29日までに絞首刑とされた者51人分、銃殺刑とされた者5人分の計56人分である（表1参照）。

執行施設別に見ると、1946年4月9日より同年7月17日までの25名（8執行日分）はフィリピン拘禁改善センター（Philippine Detention and Rehabilitation Center）、1946年8月31日より1947年6月9日までの21名（8執行日分）はルソン戦犯キャンプ（Luzon Prisoner of War Camp No. 1）、1947年9月3日の6名（1執行日分）はカンルーバン（Canlubang）、1947年12月29日の4名（1執行日分）はマンダルヨン（Mandaluyong）であった。

同一日に1名のみが執行されたのは4回、同一日に2名が執行されたのは1回、同一日に3名が執行されたのは4回、同一日に4名が執行されたのは8回、同一日に6名が執行されたのは1回である。同一日に4名を執行することが最も多く、同一日に複数人を執行することが大半を占めている。

銃殺刑のみが執行された日がある一方（1947年4月1日、ルソン戦犯キャンプ）、絞首刑と同じ日に執行された例もある（1946年6月6日、カンルーバン。1947年9月3日、フィリピン拘禁改善センター）。銃殺刑が絞首刑と同じ日に執行される場合、絞首刑の執行に先立って執行された例（1946年6月6日）と絞首刑の執行後に執行された例（1947年9月3日）があり、銃殺刑と絞首刑をそれぞれまとめて執行しようとしていたことが窺われるものの、定型的な方式があったわけではないことが窺われる。

同一日に複数人を執行した場合、複数人分を1枚の書類にまとめて記載しているため、書類の枚数は19枚である。

この書類には、被執行者ごとの① 執行指揮書が読み上げられた時刻（本文書 1. c）、② 執行直前の態度（本文書 1. d）、③ 最期の言葉の有無及び内容（本文書 1. e）、④ 教誨師の有無、教誨師が付き添わないことに対する異議の有無（本文書 1. b）、⑤ 執行開始時刻、死亡宣告時刻（本文書 1. a）、⑥ 被執行者の遺体及び執行関係者が執行場所を出発した時刻（本文書 1. f）が記載されている。

このうち、第一に、① 執行指揮書が読み上げられた時刻は、いずれも執行当日の執行の直前である。

執行指揮書の読み上げは、カンルーバンにおいて6名が執行された1947年9月3日（表1 整理番号47～52。以下、表1の整理番号については単に「整理番号」と記載する）が午前中である以外は、夜間に行なわれている。

第二に、② 執行直前の態度としては、平静及び禁欲的（絞首刑24名、銃殺刑1名）、平静（絞首刑13名、銃殺刑1名）、平静及びあきらめ（絞首刑5名、銃殺刑2名）、緘黙（絞首刑4名）、興奮、緊張及び極度にナーヴァス（絞首刑1名）、ナーヴァス及び緊張（絞首刑1名、銃殺刑1名）、ナーヴァス（絞首刑1名）、緊張（絞首刑1名）、あきらめ（絞首刑1名）の記述が見受けられた。平静との記述がなされた者が絞首刑でも銃殺刑でも8割を占める一方、ナーヴァス又は緊張との記述がなされた者も絞首刑で4名、銃殺刑で1名見受けられた。

全体の傾向として、被執行者が抵抗せずに刑に服したことを窺わせるものとなっている。しかし、フィリピン拘禁改善センターで執行された者（絞首刑24名、銃殺刑1名）は、全員が平静及び禁欲的と記述されている。また、マンダルヨンで執行された者（絞首刑4名）は、全員が平静と記述されている。さらに、カンルーバンで執行された者（絞首刑5名、銃殺刑1名）は、全員が平静又はあきらめと記述されている。これに対して、ルソン戦犯キャンプで執行された者（絞首刑18名、銃殺刑3名）については、様々な態度が記述されている。フィリピン拘禁改善センターとマンダルヨンでは、執行に至るまでの態度を定型的に記述することが慣例となっていたことが強く窺われる。ルソン戦犯キャンプでは、他の執行施設と比較すれば、執行に至るまでの態度を正確に記述しようとする姿勢が看取できるものの、執行側のアメリカ軍による記述であるため実態を正確に描写したものと言えるかについてはなお留保が必要であろう。

第三に、③ 最期の言葉の有無及び内容は、発せられた場合、具体的な内容が記載されている（表2参照）。本文書中に記載されている者が19名、本文書の添付文書に記述されていると記載されている者が21名、最期の言葉が発せられなかったと記載さ

B級戦犯死刑執行関係書類

れている者が15名、最期の言葉についての記載が本文書中にない者が1名（整理番号52）であった。21名分があるはずの最期の言葉が記載されている本文書の添付文書は、今回入手した一連の資料内に1枚もなく、内容を確認できなかった。後述する被執行者の最期の言葉を立会者が証明する書類のみが本文書に続いて保管されていたに留まる。

最期の言葉の内容は、大別すると、審理や判決への不満を述べるもの（整理番号 2, 6, 8, 11～17, 21, 24, 25）、処遇等に感謝の意を述べるもの（整理番号 3, 4, 10, 14, 25）が目立つ。他には、平和を希求することを述べるもの（整理番号 3, 8）、被収容者の取扱に対する要望を述べるもの（整理番号 3）、天皇陛下のために死ぬことを誇りに思うと述べるもの（整理番号 19）があった。審理や判決に対する不満が目立つ一方で、処遇に対する不満はなく、肯定的な評価が見受けられる点が興味深い。もっとも、ここでもまた、執行側のアメリカ軍による記述であるため、アメリカ軍に対する不満が描写されなかった可能性については留保が必要であろう。

第四に、④ 教誨師の有無、教誨師が付き添わないことに対する異議の有無については、全ての被執行者に関して、僧侶や神職全員が日本に送還されており、教誨師が付き添わなかったことが記載されている。また、教誨師が付き添わないことに対して異議を唱える被執行者がいなかったことも記述されている。もっとも、異議を述べることができることや、その機会が与えられたのかについては文書から明らかではない。

第五に、⑤ 執行開始時刻、死亡宣告時刻のうち、執行開始時刻は、絞首刑の場合、絞首台の踏み板が開いた時刻と記載されている。銃殺刑の場合、一斉射撃により発射された時刻と記載されている。

執行指揮書の読み上げと同様に、カンルーバンにおいて6名が執行された1947年9月3日（整理番号 47～52）が午前中である以外は、執行も夜間に行なわれている。夜間に行なわれた50名の執行を見ると、最も早い執行開始時刻が18時30分（整理番号 41）であり、最も遅い執行開始時刻は20時51分（整理番号 17）であった。

ルソン戦犯キャンプ、カンルーバン、マンダルヨンでは、先に執行された者の死亡宣告時刻と後に執行された者の執行開始時刻の間隔が2乃至3分程度であることがしばしば見受けられ（例えば、ルソン戦犯キャンプについては整理番号 26 と 27、カンルーバンについては整理番号 47 と 48、マンダルヨンについては整理番号 53 と 54）、これらの施設においては複数の執行台があった可能性が否定できない。

死刑執行開始時刻及び死亡宣告時刻、執行開始から死亡宣告までに要した時間（以下、

「執行所要時間」と呼ぶ)が判明した(表3参照)¹⁴⁾。

絞首刑の執行所要時間の最短は4分00秒であり、最長は17分00秒であった。その平均は12分18秒であって、その中央値は12分00秒、標準偏差は2分11秒であった(図1)。これに対して、銃殺刑の執行所要時間の最短は1分00秒であり、最長は1分30秒であった。その平均は1分6秒であって、その中央値は1分00秒、標準偏差は12秒であった。

B級戦犯に対する執行の設備等が日本の一般刑事犯に対するものと完全に同じでなかったため、単純に比較することはできない。もっとも、絞首刑の一般的な傾向を窺い知るために重要な数値であると考えられる。

第六に、⑥ 被執行者の遺体及び執行関係者が執行場所を出発した時刻については、その日最後の被執行者に死亡が宣告された後、遅くとも20分あまりとなっており、速やかに撤収していたことが窺われる。なお、その日最後の被執行者に死亡が宣告された時刻と同時刻に出発したと記載されているものや(1946年8月31日)、その日最後の被執行者に死亡が宣告された時刻より前に出発したと記載されているものもあり(1947年6月9日)、正確に計時及び記録されていたのか、やや心許ないところがある。

この書類は、PHILRYCOM 指令長官に送付し(送付を怠らないよう督励する書類として、資料8参照)、ファイルに1部編綴するよう定められていた(資料9参照)。

(9) 最期の言葉の証明書類

立会者が被執行者の最期の言葉について証明する書類が被執行者1名につき1枚作成されている(例として、資料10-1)。この書類も部外秘とされている。

最期の言葉がない場合、その旨を証明する記述となっている(例として資料10-2)。添付書類に最期の言葉が記載されている場合、立会者によって「私は、添付書類が〇〇〇〇の最期の言葉であることを証明する」と記述されている。もっとも、前述の通り、添付文書については発見することができなかった。

14) ここで問題とする執行所要時間は、被執行者が死亡までに要する時間でもなければ、被執行者が苦痛を感じる時間でもない。刑罰としての残虐性や公平性を考察するに当たっては、被執行者が死亡までに要する時間や、被執行者が苦痛を感じる時間を対象に論ずることが本来望ましい。しかし、執行所要時間以外の時間を確定することは、ほぼ不可能であり、データとして存在するのは、執行所要時間のみに限られる。それゆえ、執行所要時間を対象に議論することが決定的に重要となる。

B級戦犯死刑執行関係書類

(10) 死亡宣告時刻の証明書類

死亡確認者によって、遺体が検められ、死亡を宣告したことを証明する書類が被執行者1名につき1枚作成されている（例として、資料11）。この書類も部外秘とされている。

この書類には、「私は、絞首刑による執行後に戦争犯罪人〇〇の遺体を確認し、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に同人の死亡を確認したことを証明する」として、死亡宣告の年月日及び時刻が記載されている。

この書類は、PHILRYCOM 指令長官に3部、死亡宣告を行った医務官に1部それぞれ送付し、ファイルに1部編綴するよう定められていた（資料9）。

(11) 執行立会い報告書

執行に立会った証人の報告書が作成されており（資料12-1。他に資料12-2もある）、1946年4月3日の執行の状況が詳らかにされている。同日の2名については、死刑執行始末書が発見されていない。そのため、この2名は死刑執行始末書が発見された56名に含まれていない。

この書類は、「秘」と活字で打ち込まれていたものの、手書きで部外秘に訂正されている。

執行順が1番目の被執行者（M. H.）については、①被執行者が1時00分に銃殺刑に処されたこと、②被執行者が最期の言葉について述べなかったこと、③被執行者が日本の方角を向いていたこと、④被執行者が天皇陛下に対して「万歳」と述べるとともに日本に対してその他のことを述べたこと、⑤被執行者が冷静で感情を露わにすることがなかったこと、⑥執行が迅速に完了したこと、⑦神道の教誨師が被執行者に付き添ったこと等が記述されている（本文書3.a）。

執行順が2番目の被執行者（H. T.）については、(1)踏み板が1時35分に開いて絞首刑が執行されたこと、(2)被執行者が最期の言葉について述べなかったこと、(3)被執行者が笑みを湛えて日本の方角を向いていたこと、(4)被執行者が天皇陛下に対して「万歳」と述べるとともに日本に対してその他のことを述べたこと、(5)被執行者が冷静で感情を露わにすることがなかったこと、(6)執行が迅速に完了したこと、(7)神道の教誨師が被執行者に付き添ったこと等が記述されている（本文書3.b）。

(12) 執行報告書

執行後の報告書類が被執行者1名につき1枚作成されている（例として、資料13）。この書類も部外秘とされている。

この書類は、絞首刑の場合と銃殺刑の場合で形式を異にしている。

絞首刑の場合の書類には、① 氏名、国籍、肌の色、人種、② 軍人又は民間人の別、軍人番号、地位、③ 身長、体重、体の状態、④ 落下の長さ、⑤ コラプスボード (collapse board)¹⁵⁾ 使用の有無、使用時の種類、⑥ 執行場所、執行日、⑦ 踏み板が割れた時間、死亡宣告時間、⑧ 執行を指示した GCM 又は他の裁判所の命令の番号、その日付、発付した総司令部、⑨ 執行の公開又は非公開の別、⑩ 証人の数、⑪ 関与した職員の数、役割、⑫ 執行者の氏名、助手の氏名、⑬ 絞首台の種類、使用された縄の太さ、縄の型式、縄の状態、結び方の種類、⑭ 写真撮影の有無、⑮ 報告及び勧告のための技術的な細部に関する特記事項の欄が設けられている。

このうち、② 地位には、一般刑事犯、戦争犯罪人、スパイのいずれかを記入することとされている (資料 14-1)。いずれも戦争犯罪人と記載されている。⑪ 関与した職員の数、役割には、例えば、「公式の証人、執行者、助手 2 人、医務官 2 人、記録者、教誨師」等と記載されている。④ 落下の長さは、踏み板の上部から下に伸びるロープの長さを加えたものとされている (資料 14-1)。⑬ 絞首台の種類には、レバーアクションと記載されている。⑬ 結び方の種類には、例えば、「スライドキーパーを伴う通常の結び方」等と記載されている。⑭ 写真撮影の有無について、写真撮影がなされた場合にはその写真を添付し、なされなかった場合にはその証明書を添付するよう求められている (資料 14-1)。⑮ 報告及び勧告のための技術的な細部に関する特記事項については記述されたものは見当たらなかった。

銃殺刑の場合の書類には、① 氏名、国籍、肌の色、人種、② 軍人又は民間人の別、軍人番号、地位、③ 執行場所、執行日、④ 発砲された時間、死亡宣告時間、⑤ 止めを刺す発砲 (mercy shot) の有無、⑥ 執行を指示した一般軍事法廷 (General Court-Martial; GCM) 又は他の裁判所の命令の番号、その日付、発付した総司令部、⑦ 執行の公開又は非公開の別、⑧ 証人の数、⑨ 関与した職員の数、役割、⑩ 発砲した部隊の人員数、⑫ 発砲を命じる際に用いられた合図又は命令の種類、⑬ 発砲の衝撃対策の後背板、⑭ 被執行者から発砲場所までの距離、⑮ 使用された弾薬カートリッジの数、白円板に当たった数、⑯ 写真撮影の有無、⑰ 報告及び勧告のための技術的な細部に関する特記事項の欄が設けられている (資料 14-2)。

絞首刑、銃殺刑いずれの場合であっても、この書類は、PHILRYCOM の指令長官に

15) 自立できない場合に垂直に立たせるための背板の如きものである。

B級戦犯死刑執行関係書類

3部、GHQFECの主任憲兵隊長に2部それぞれ送付し、ファイルに1部編綴するよう定められていた(資料9)。

(13) 死亡証明書

国際赤十字委員会の対戦犯中央機関の書式により、死亡証明書が被執行者1名につき1枚ずつ作成されている(例として、資料15)。

死亡証明書には、① 姓名、② 出生地、生年月日、③ 死亡場所、死亡日、④ 隊(部隊、連隊、大隊、中隊)登録番号、⑤ 把握されている場合、家族の住所、⑥ 結婚している場合、把握されているときには、結婚した場所及び日付、⑦ 拘束された日付、拘束場所、⑧ 死因、⑨ 埋葬、場所、埋葬の日付、⑩ 墓地の場所及びその特定、⑪ 死者が所有していた動産の処分、⑫ 戦犯部局により死亡証明書とともに送られる個人の動産、⑬ 遺族に対する国際赤十字による伝達のための死亡及び埋葬の簡潔な詳細の欄が設けられている。

このうち、②の出生地には、日本等の国名が記載されている。③の死亡場所には、執行場所が記載されている。⑥の結婚した場所及び日付については、ドイツ人のみに求められる情報であるとの付記があり、今回発見された文書についてはドイツ国籍の者がいなかったため、いずれも記載がなかった。⑧の死因には、絞首による執行等の死刑執行方法が記載されていた。

下部には、医務官と指揮官の署名欄が用意されており、いずれも署名されていた。

この書類は、刑務所職員へ5部、PHILRYCOM 指令長官に5部それぞれ送付し、ファイルに1部編綴するよう定められていた(資料9)。

(14) 死亡通知

PHILRYCOM 宛ての死亡通知の書類が被執行者1名につき1枚ずつ作成されている(例として、資料16)。この文書は、部外秘とされている。

死亡通知には、(a) 氏名、(b) 階級、(c) 登録番号、(d) 兵種又は部署、(e) 死亡日、(f) 死亡場所、(g) 死因、(h) 職務の欄が設けられている。

このうち、(f) 死亡場所には、執行場所が記載されていた。(g) 死因には、絞首による執行等の死刑執行方法が記載されていた。(h) 職務には、総じて記載がなかった。

下部には、担当者と指揮官の署名欄が用意されており、いずれも署名されていた。

この書類は、PHILRYCOM 指令長官に3部、死亡宣告を行った医務官に1部それぞれ送付し、ファイルに1部編綴するよう定められていた(資料9)。

B級戦犯死刑執行関係書類

表 1 死刑執行順一覧

整理番号	イニシャル	執行年月日 yyyy/mm/dd	執行開始時刻	執行終了時刻	出発時刻	執行所要時間	執行方法	執行施設	執行直前の態度	最期の言葉
1	TK	1946/4/9	20:26	20:41	20:49	15:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
2	MT	1946/4/11	19:47	19:58		11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
3	AN	1946/4/11	20:06	20:17		11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
4	YS	1946/4/11	20:27	20:38	21:00	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
5	MO	1946/4/25	20:02	20:13	20:19	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	なし
6	IM	1946/5/31	20:00	20:13		13:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
7	KT	1946/5/31	20:16	20:28		12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	なし
8	KM	1946/5/31	20:31	20:42		11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
9	TT	1946/5/31	20:45	20:53		8:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	なし
10	FO	1946/6/6	20:01	20:01:30		1:30	銃殺	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
11	MY	1946/6/6	20:05	20:20		15:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
12	MU	1946/6/6	20:25	20:35		10:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
13	TN	1946/6/6	20:39	20:49	21:08	10:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
14	ZU	1946/6/14	20:00	20:15		15:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
15	HO	1946/6/14	20:19	20:31		12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
16	MS	1946/6/14	20:35	20:47		12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
17	MM	1946/6/14	20:51	21:03	21:08	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
18	WA	1946/6/20	20:00	20:12		12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	なし
19	HK	1946/6/20	20:14	20:25		13:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
20	YK	1946/6/20	20:27	20:35		8:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	なし
21	MM	1946/6/20	20:37	20:49	20:55	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
22	MF	1946/7/17	19:58	20:10		12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	なし
23	SO	1946/7/17	20:14	20:27		13:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
24	CT	1946/7/17	20:30	20:41		11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
25	KRR	1946/7/17	20:44	20:55	21:00	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的	(別掲)
26	NT	1946/8/31	19:00	19:13		13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静	なし
27	YT	1946/8/31	19:15	19:30	19:30	15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静	なし
28	KS	1946/9/26	19:30	19:44	19:50	14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緊張	なし
29	SJ	1946/10/28	19:30	19:34	19:50	4:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	ナーヴァス	なし
30	HT	1947/2/24	19:30	19:43		13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静	翻訳なし
31	MT	1947/2/24	19:45	19:58		13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	ナーヴァス及び緊張	翻訳なし
32	IH	1947/2/24	20:00	20:11	20:35	11:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ	なし
33	SF	1947/2/24	20:13	20:27		14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	興奮、緊張及び極度にナーヴァス	翻訳なし
34	KM	1947/3/31	19:30	19:45		15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静	なし
35	TR	1947/3/31	19:47	19:59		12:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙	翻訳なし
36	ON	1947/3/31	20:01	20:13		12:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ	翻訳なし
37	MA	1947/3/31	20:15	20:28	20:35	13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙	翻訳なし
38	YS	1947/4/1	19:29	19:30		1:00	銃殺	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ	翻訳なし
39	TK	1947/4/1	19:38	19:39		1:00	銃殺	ルソン戦犯キャンプ	ナーヴァス及び緊張	翻訳なし
40	SI	1947/4/1	19:47	19:48	19:53	1:00	銃殺	ルソン戦犯キャンプ	平静	翻訳なし
41	KT	1947/4/24	18:30	18:41		11:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静	翻訳なし
42	FH	1947/4/24	18:43	18:57		14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙	翻訳なし
43	MK	1947/4/24	18:59	19:13	19:20	14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ	翻訳なし
44	UB	1947/6/9	19:01	19:14		13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ	翻訳なし
45	YT	1947/6/9	19:16	19:31		15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙	翻訳なし
46	IT	1947/6/9	19:34	19:49	*19:45	15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静	翻訳なし
47	HN	1947/9/3	10:00	10:15		15:00	絞首	カンルーバン	あきらめ	翻訳なし
48	YM	1947/9/3	10:16	10:28		12:00	絞首	カンルーバン	平静	翻訳なし
49	NM	1947/9/3	10:30	10:42		12:00	絞首	カンルーバン	平静	翻訳なし
50	HY	1947/9/3	10:44	10:54		10:00	絞首	カンルーバン	平静	翻訳なし
51	NK	1947/9/3	10:57	11:08		11:00	絞首	カンルーバン	平静及びあきらめ	翻訳なし
52	HS	1947/9/3	11:32	11:33	11:50	1:00	銃殺	カンルーバン	平静及びあきらめ	記載なし
53	OY	1947/12/29	18:59	19:13		14:00	絞首	マンダルヨン	平静	翻訳なし
54	NR	1947/12/29	19:16	19:27		11:00	絞首	マンダルヨン	平静	なし
55	SR	1947/12/29	19:30	19:44		14:00	絞首	マンダルヨン	平静	なし
56	IK	1947/12/29	19:47	20:04	20:09	17:00	絞首	マンダルヨン	平静	なし

表2 最期の言葉一覧

整理番号	最期の言葉
1	なし。「最期のときにキリスト教について学びたい」と表明した。
2	「アメリカ合衆国に対して言うことは何もない。自分は祖国のために最善を尽くし、周囲の状況がこうした**の原因となったためにこうした**を行った。しかし、上位の者の命令によってこれらの**を行ったことだけは理解してほしい。戦勝国アメリカ合衆国はより適切な判決をしなければならない」
3	「死後の将来の国家の平穏を祈り、世界で二度と戦争が起こらないように祈りながら死にたい。アメリカ合衆国の親切で長きにわたる配慮に感謝を述べ、神に祈りたい。そして、**に対して感謝を述べ、彼女が他の被収容者を自分と同様にこれからも取扱ってくれるよう述べておきたい。被収容者が望むようにしてあげて欲しい。非常にしばしば自分を世話してくれた捕虜舎房#1の捕虜たちに感謝を述べておきたい。自分は執行に立会う人たちの幸福を祈りながら今日死んでいく」
4	「米軍による処遇について深く感謝する」
6	「私Mは、日本軍人として、日本軍の諸君が最善を尽くすことができるようにしてきた。マニラでの裁判については、軍事委員会がフィリピン人の言葉を重視していたようで、そのために実際には無実である者たちに有罪が言渡されることもあったという問題に若干言及しておきたい。そうであるがゆえに、私は委員会が双方の証言を公平に取扱うよう強く願う。アメリカ合衆国と日本又はフィリピンと日本の真の理解が形作られることを願ってこの言葉を述べている。言い換えれば、アメリカ人が「可能性があったということはそうだったということだ」と述べていることは今後して欲しくないということだ」
8	自分は、下級軍人であり、このような判決を受ける謂れはない。アメリカ合衆国が各々全ての者に対してより徹底的な審理を行うことにより戦勝国として信望を得て欲しいと願っている。このような判決を得たことが信じられない。さらに、日本が公正な国家となり、この世界が恒久の平和を得ることを願い、望む」
10	「自分の世話をし、よい取扱いをしてくれたたルソン戦争犯罪捕虜舎房#1の営舎長に感謝する。自分にしてくれたことを永遠に忘れない。ありがとう」
11	「懲役30年の判決を受けた4人の部下は無実である。神の名において世話をし、よき取扱いをして欲しい」
12	「自分は後悔することなく、この戦争に敗れた日本人のために犯罪者としてではなく日本軍人として死ぬ。軍人としての責務を考えることを我々はしなければならなかった。自分の裁判は十分ではなく、犯罪者として死にたくはない。この同じ犯罪で有罪とされた者たちはみな死んでいって、自分だけが生き残っている。私だけが責任を負うわけではない」
13	「自分は誰も殺しておらず、無実である。私は日本軍を馬で道案内しただけであって、殺したのは日本軍人であるから、絞首刑によって死なねばならないのは慚愧に堪えない。私はアメリカに報復したい」
14	「アメリカ軍、特にルソン戦争犯罪営舎に収容されている間世話になった職員及び警護兵に感謝の意を示したい。戦争裁判委員会に対して、次から次へと裁判にかけられる下級職員や下級軍人に対してもっと同情して欲しいと心の底から訴えたい」
15	「事実認定及び訴追について、Oという名前の何者かがそうした犯罪を実行したのかもしれないように思われるのであって、これからは実際には犯罪を行っていない者に関する誤りがなされないことを願う。本件犯罪を実行した者を見付けなければならないし、自分は本件犯罪について処罰されてはならない無実の者だと繰り返し述べておきたい。
16	「自分は下士官であり、戦場では上官からの命令を受けていたにすぎず、上官の命令なしにあらゆることを??する権限を有していなかった。高位の軍人が召喚されることを望むが、**」
17	「MSの言に賛同する」
19	「日本人として、天皇陛下の**のために死ぬことを誇りに思う」
21	「軍事委員会は、より正義を考慮して裁判を行うべきであった」
23	「戦犯に対する裁判は我々にとって軽いものだったが、アメリカ当局がなすべき公判で全ての物事を明らかにしようとはしなかったためだと理解している」
24	「自分は犯罪が実行された場所にいなかったし、自分はフィリピンの人々の間で評判がよく、フィリピンの人々によってそのことを指摘してもらったのだ」
25	「自分は司令官からの命令に従っただけであり、自身の犯罪を恥じてはいない。後に続く者たちの裁判において、より正義が実現されることを望む。弁護人である Gordon** 中尉に感謝する」

** 不鮮明のため読みとりができない箇所。

B級戦犯死刑執行関係書類

表 3 執行所要時間別一覧

整理番号	イニシャル	執行年月日 yyyy/mm/dd	執行開始時刻	執行終了時刻	執行所要時間	執行方法	執行施設	執行直前の態度
29	SJ	1946/10/28	19:30	19:34	4:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	ナーヴァス
9	TT	1946/5/31	20:45	20:53	8:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
20	YK	1946/6/20	20:27	20:35	8:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
12	MU	1946/6/6	20:25	20:35	10:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
13	TN	1946/6/6	20:39	20:49	10:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
50	HY	1947/9/3	10:44	10:54	10:00	絞首	カンルーバン	平静
2	MT	1946/4/11	19:47	19:58	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
3	AN	1946/4/11	20:06	20:17	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
4	YS	1946/4/11	20:27	20:38	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
5	MO	1946/4/25	20:02	20:13	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
8	KM	1946/5/31	20:31	20:42	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
24	CT	1946/7/17	20:30	20:41	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
25	KRR	1946/7/17	20:44	20:55	11:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
32	IH	1947/2/24	20:00	20:11	11:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ
41	KT	1947/4/24	18:30	18:41	11:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静
51	NK	1947/9/3	10:57	11:08	11:00	絞首	カンルーバン	平静及びあきらめ
54	NM	1947/12/29	19:16	19:27	11:00	絞首	マンダルヨン	平静
7	KT	1946/5/31	20:16	20:28	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
15	HO	1946/6/14	20:19	20:31	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
16	MS	1946/6/14	20:35	20:47	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
17	MM	1946/6/14	20:51	21:03	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
18	WA	1946/6/20	20:00	20:12	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
21	MM	1946/6/20	20:37	20:49	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
22	MF	1946/7/17	19:58	20:10	12:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
35	TR	1947/3/31	19:47	19:59	12:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙
36	ON	1947/3/31	20:01	20:13	12:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ
48	YM	1947/9/3	10:16	10:28	12:00	絞首	カンルーバン	平静
49	NM	1947/9/3	10:30	10:42	12:00	絞首	カンルーバン	平静
6	IM	1946/5/31	20:00	20:13	13:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
19	HK	1946/6/20	20:14	20:25	13:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
23	SO	1946/7/17	20:14	20:27	13:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
26	NT	1946/8/31	19:00	19:13	13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静
30	HT	1947/2/24	19:30	19:43	13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静
31	MT	1947/2/24	19:45	19:58	13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	ナーヴァス及び緊張
37	MA	1947/3/31	20:15	20:28	13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙
44	UB	1947/6/9	19:01	19:14	13:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ
28	KS	1946/9/26	19:30	19:44	14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緊張
33	SF	1947/2/24	20:13	20:27	14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	興奮、緊張及び極度にナーヴァス
42	FH	1947/4/24	18:43	18:57	14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙
43	MK	1947/4/24	18:59	19:13	14:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ
53	OY	1947/12/29	18:59	19:13	14:00	絞首	マンダルヨン	平静
55	SR	1947/12/29	19:30	19:44	14:00	絞首	マンダルヨン	平静
1	TK	1946/4/9	20:26	20:41	15:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
11	MY	1946/6/6	20:05	20:20	15:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的
14	ZU	1946/6/14	20:00	20:15	15:00	絞首	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的

関法 第65巻 第4号

27	YT	1946/8/31	19:15	19:30	15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静
34	KM	1947/3/31	19:30	19:45	15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静
45	YT	1947/6/9	19:16	19:31	15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	緘黙
46	IT	1947/6/9	19:34	19:49	15:00	絞首	ルソン戦犯キャンプ	平静
47	HN	1947/9/3	10:00	10:15	15:00	絞首	カンルーバン	あきらめ
56	IK	1947/12/29	19:47	20:04	17:00	絞首	マンダルヨン	平静
38	YS	1947/4/1	19:29	19:30	1:00	銃殺	ルソン戦犯キャンプ	平静及びあきらめ
39	TK	1947/4/1	19:38	19:39	1:00	銃殺	ルソン戦犯キャンプ	ナーヴァス及び緊張
40	SI	1947/4/1	19:47	19:48	1:00	銃殺	ルソン戦犯キャンプ	平静
52	HS	1947/9/3	11:32	11:33	1:00	銃殺	カンルーバン	平静及びあきらめ
10	FO	1946/6/6	20:01	20:01:30	1:30	銃殺	フィリピン拘禁改善センター	平静及び禁欲的

絞首刑の平均 12:18 (51件) 中央値 12:00
 銃殺刑の平均 1:06 (5件) 中央値 1:00

図1 絞首刑の執行所要時間

